建設業退職金共済証紙の購入状況及び貼付実績の確認等について

所　沢　市

１　建設業退職金共済証紙購入状況の確認

⑴　１件当たりの契約金額が５００万円以上の建設工事請負契約を締結した受注者は、建設業退職金共済制度の掛金収納書を貼付した『建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「購入状況報告書」という。）』を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

⑵　前項において、建設業退職金共済制度の対象労働者（以下「対象労働者」という。）を使用しない場合にあっては、その理由を記載した『購入状況報告書』を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

⑶　『購入状況報告書』は、工事請負契約締結後１か月以内に提出するものとする。

⑷　工事契約当初は工場製作の段階であるため対象労働者を雇用しないこと等の理由があり、期限内に『購入状況報告書』を提出できない事情があると認められる場合においては、その理由及び共済証紙の購入予定時期を『建設業退職金共済証紙購入状況報告の遅延理由申出書』により申し出るものとする。

⑸　請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る『購入状況報告書』を工事完成時までに提出するものとする。

⑹　受注者は、対象労働者数及びその就労予定日数を的確に予測し、必要な枚数の共済証紙を購入するものとする。

⑺　共済証紙購入額の的確な予測が困難な場合は、建設業退職金共済機構が定めた、工事規模別・工種別の「共済証紙購入の考え方について」を参考として活用するものとする。

⑻　前項において受注者は、対象工事に従事する労働者の建設業退職金共済制度への加入率の把握に努めるものとする。

２　建設業退職金共済証紙貼付実績の確認

⑴　『購入状況報告書』を発注者に提出した受注者は、対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、『建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（以下「貼付実績報告書」という。）』により発注者に提出し、確認を受けるものとする。

⑵　『貼付実績報告書』は、所沢市建設工事請負契約約款第３１条第１項に基づく工事完成通知書と併せて、発注者に提出するものとする。

⑶　発注者は、共済証紙の貼付実績が購入実績を下回っている場合には、その理由を『貼付実績報告書』に記載するものとする。

３　その他

⑴　下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済証紙の購入、貼付の促進に努めるものとする。

⑵　１件当たりの契約金額が５００万円未満の建設工事請負契約を締結した受注者においても、共済証紙の購入に努めるものとする。

⑶　受注者は、対象労働者の共済手帳に、雇用日数に応じた共済証紙を貼付するものとする。

⑷　共済証紙の受け払いを明確にするために、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えるものとする。

⑸　共同企業体（ＪＶ）で工事を請け負った場合の共済証紙は、原則として各構成員の事業所がそれぞれの工事分担比率に応じて共済証紙を購入するものとする。

⑹　工事請負契約締結後は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図るものとする。